

鳥取市地域運営組織活動支援事業交付金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、鳥取市地域運営組織活動支援事業交付金（以下「本交付金」という。）について、鳥取市補助金等交付規則（昭和42年鳥取市規則第11号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付目的)

第2条 本交付金は、住民の自主性及び主体性に基づいた、地域運営組織を組織する団体の活動及び地域コミュニティ計画による地域の身近な課題解決に向けた取組を支援することにより、地域コミュニティの充実・強化を図り、住民と行政との協働のまちづくりの実現に資することを目的として交付する。

(定義)

第3条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 地域運営組織

地区公民館の設置区域を単位とし、地域住民や各種団体等が身近な課題解決に向けた取組を行うことを目的として組織された団体をいう。

(2) 地域コミュニティ計画

地域運営組織が地域のコミュニティ活動等の活性化を図るため地区公民館の設置区域を対象範囲として策定する、地域づくりの目標や課題解決に向けた取組等を盛り込んだ計画をいう。

(3) 協働のまちづくり支援宣言

地域コミュニティ計画に基づいて協働のまちづくりを進める地域運営組織に対して市長が支援を宣言したことをいう。

(4) 協働による芝生化

地域運営組織が実施主体となり、市がそれを支援する低コストの芝生化をいう。

(交付対象事業等)

第4条 本交付金の交付の対象となる事業（以下「交付対象事業」という。）及び交付対象経費は、それぞれ別表で定めるところによるものとする。ただし、国又は地方公共団体から別の補助金等を受けて実施する事業は除く。

(交付対象者)

第5条 本交付金の交付の対象となる者（以下「交付対象者」という。）は、協働のまちづくり支援宣言を受けた地域運営組織とする。ただし、別表のうち協働のまちづくり一括交付助成事業又は協働のまちづくり一括交付特別助成事業を活用する場合は、組織の一部が鳥取市立地区公民館の設置及び管理に関する条例施行規則（令和6年鳥取市規則第6号）第4条に定める公民館運営委員会の役割を有する者に限る。

(交付対象期間)

第6条 本交付金の交付の対象となる期間は、本交付金の交付決定の日の属する年度の4月1日から3月31日までとする。

(交付金の算定等)

第7条 本交付金の額は、別表で定めるところにより、交付対象事業に係る交付対象経費（仕入控除税額（交付対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入に係る消費税額として控除できる部分の金額と、当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額の合計をいう。以下同じ。）を除く。）に交付率を乗じて得た額以内で算定し、限度額及び予算の範囲内で交付する。

(交付申請)

第8条 規則第4条の規定による本交付金の交付申請は、市長が別に定める日までに行うものとする。

2 規則第4条に規定する申請書に添付すべき同条第1号及び第2号に掲げる書類は、別表に掲げる事業のうち、協働のまちづくり助成事業、協働のまちづくり特別助成事業及び協働による芝生化推進事業にあつては様式第1号、協働のまちづくり一括交付助成事業及び協働のまちづくり一括交付特別助成事業にあつては様式第2号によるものとする。

3 本交付金の交付を受けようとする者は、当該者が免税事業者、簡易課税事業者若しくは特定収入割合が5パーセントを超えている公益法人等（消費税法別表第3に掲げる法人及び同法第2条第7項に規定する人格のない社団等）であるとき、又は仕入控除税額が明らかでないときは、前条の規定にかかわらず、仕入控除税額を含む交付対象経費の額に交付率を乗じて得た額（以下「仕入控除税額を含む額」という。）の範囲内で交付申請をすることができる。

4 市長は、前項の規定による申請を受けたときは、前条の規定にかかわらず、仕入控除税額を含む額の範囲内で交付決定をすることができる。この場合においては、仕入控除税額が明らかになった後、速やかに、交付決定に係る本交付金の額（変更された場合は、変更後の額とする。以下「交付決定額」という。）から当該仕入控除税額に対応する額を減額するものとする。

(承認を要しない変更)

第9条 規則第9条第1項の市長が別に定める変更は、次に掲げるもの以外の変更とする。

- (1) 本交付金の増額
- (2) 本交付金の2割を超える減額

(着手届を要しない場合)

第10条 規則第10条第1項第3号の市長が別に定める場合は、同項第1号又は第2号に規定する場合以外のすべての場合とする。

(概算払)

第11条 規則第11条ただし書の規定に基づき、本交付金は、概算払により交付できるものとする。

(実績報告)

第12条 規則第12条に規定する実績報告は、交付対象事業の完了の日から起算して1か月を越えない日又は本交付金の交付決定を受けた年度の翌年度の4月10日のいずれか早い日までに行わなければならない。

2 規則第12条に規定する実績報告書に添付すべき同条第1号及び第2号に規定する書類は、別表に掲げる事業のうち、協働のまちづくり助成事業、協働のまちづくり特別助成事業及び協働による芝生化推進事業にあつては様式第3号、協働のまちづくり

一括交付助成事業及び協働のまちづくり一括交付特別助成事業にあつては様式第4号によるものとする。

- 3 本交付金の交付を受ける者（以下「交付事業者」という。）は、実績報告に当たり、その時点で明らかになっている仕入控除税額（以下「実績報告控除税額」という。）が交付決定額に係る仕入控除税額（以下「交付決定控除税額」という。）を超える場合は、交付対象経費の額からその超える額を控除して報告しなければならない。
- 4 交付事業者は、実績報告の後に、申告により仕入控除税額が確定した場合において、その額が実績報告控除税額（交付決定控除税額が実績報告控除税額を超えるときは、当該交付決定控除税額）を超えるときは、様式第5号により速やかに市長に報告し、市長の返還命令を受けて、その超える額に対応する額を市に返還しなければならない。

（委任）

第13条 この要綱に定めるもののほか、本交付金について必要な事項は、市民生活部長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行し、令和6年度の補助事業から適用することとします。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行し、令和7年度の補助事業から適用することとします。

附 則

（施行期日）

- 1 この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この要綱の施行の際現に改正前の鳥取市地域運営組織活動支援事業交付金交付要綱の規定に基づき交付決定を受けたものについては、なお従前の例による。

別表（第4条、第5条、第7条、第8条、第12条関係）

事業名	交付対象事業内容	交付対象経費	交付率	限度額	摘 要
1 協働のまちづくり助成事業	地域運営組織が地域コミュニティの充実・強化を図ることを目的に実施する次のいずれかに該当する事業 (1) 組織運営のための活動・事業 (2) 地域課題に対応し、地域力の向上につながる活動・事業 (3) 市民が主役の協働によるまちづくりの活動・事業 (4) その他地域コミュニティの充実・強化につながる活動・事業	交付対象事業に要する経費のうち、次に掲げるもの ・報償費・謝金 ・旅費 ・消耗品費 ・食糧費 ・印刷製本費 ・役務費 ・委託費 ・使用料及び賃借料 ・備品購入費 ・工事請負費 ・原材料費 ・燃料費 ・その他市長が特に必要と認める経費	10/10 (千円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)	45万円	同一年度内に本事業と協働のまちづくり特別助成事業、協働のまちづくり一括交付助成事業又は協働のまちづくり一括交付特別助成事業を重ねて受けることはできない。

2 協働のまちづくり 特別助成事業	地域運営組織が地域コミュニティの充実・強化を図ることを目的に実施する次のいずれかに該当する事業 (1) 組織運営のための活動・事業 (2) 地域課題に対応し、地域力の向上につながる活動・事業 (3) 市民が主役の協働によるまちづくりの活動・事業 (4) その他地域コミュニティの充実・強化につながる活動・事業	交付対象事業に要する経費のうち、次に掲げるもの ・報償費・謝金 ・旅費 ・消耗品費 ・食糧費 ・印刷製本費 ・役務費 ・委託費 ・使用料及び賃借料 ・備品購入費 ・工事請負費 ・原材料費 ・燃料費 ・その他市長が特に必要と認める経費	10/10 (千円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)	85万円	1 同一年度内に本事業と協働のまちづくり助成事業、協働のまちづくり一括交付助成事業又は協働のまちづくり一括交付特別助成事業を重ねて受けることはできない。 2 本事業は、会計年度任用職員に替えて事業費支援を選択した地域運営組織を対象とする。
3 協働のまちづくり 一括交付助成事業	地域運営組織が地域コミュニティの充実・強化を図るため、学びの成果を生かした住民主体のまちづくりを推進することを目的に実施する次のいずれかに該当する事業 (1) 地域住民や自治会、各種団体がお互いに連携・協力をしながら、地域住民が主体となって、身近な地域課題の解決を図り、地域をより良いものにしていく活動・事業 (2) 地域の実態（地域課題）に応じた地域コミュニティの維持や活性化、人材育成及び地域のつながりづくりを目的とした教育活動	交付対象事業に要する経費のうち、次に掲げるもの ・報償費・謝金 ・旅費 ・消耗品費 ・食糧費 ・印刷製本費 ・役務費 ・委託費 ・使用料及び賃借料 ・備品購入費 ・工事請負費 ・原材料費 ・燃料費 ・その他市長が特に必要と認める経費	10/10 (千円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)	93万5千円に拠点運営費を合わせた額 (拠点運営費の算出方法は摘要のとおり)	1 拠点運営費は次の(1)均等割と(2)人口割及び(3)その他経費を合わせた額とする。 (1) 均等割 1組織につき 6万5千円 (2) 人口割 各地区公民館の設置区域の人口に応じて配分するもの。市長の定める額に、市内全域人口に対する地区公民館の設置区域ごとの人口の割合を乗じて得た額（千円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）（人口の割合を算出する基準日は、当該年度の前年の9月末日とする。） (3) その他経費 1組織につき 4千円 2 同一年度内に本事業と協働のまちづくり助成事業、協働のまちづくり特別助成事業又は協働のまちづくり一括交付特別助成事業を重ねて受けることはできない。

4 協働のまちづくり一括交付特別助成事業	地域運営組織が地域コミュニティの充実・強化を図るため、学びの成果を生かした住民主体のまちづくりを推進することを目的に実施する次のいずれかに該当する事業 (1) 地域住民や自治会、各種団体がお互いに連携・協力をしながら、地域住民が主体となって、身近な地域課題の解決を図り、地域をより良いものにしていく活動・事業 (2) 地域の実態（地域課題）に応じた地域コミュニティの維持や活性化、人材育成及び地域のつながりづくりを目的とした教育活動	交付対象事業に要する経費のうち、次に掲げるもの ・報償費・謝金 ・旅費 ・消耗品費 ・食糧費 ・印刷製本費 ・役務費 ・委託費 ・使用料及び賃借料 ・備品購入費 ・工事請負費 ・原材料費 ・燃料費 ・その他市長が特に必要と認める経費	10/10 （千円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）	133万5千円に 拠点運営費を合わせた額 （拠点運営費の算出方法は摘要のとおり）	1 本事業は、会計年度任用職員に替えて事業費支援を選出した地域運営組織を対象とする。 2 拠点運営費は次の(1)均等割と(2)人口割及び(3)その他経費を合わせた額とする。 (1) 均等割 1組織につき 6万5千円 (2) 人口割 各地区公民館の設置区域の人口に応じて配分するもの。市長の定める額に、市内全域人口に対する地区公民館の設置区域ごとの人口の割合を乗じて得た額（千円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）（人口の割合を算出する基準日は、当該年度の前年の9月末日とする。） (3) その他経費 1組織につき 4千円 3 同一年度内に本事業と協働のまちづくり助成事業、協働のまちづくり特別助成事業又は協働のまちづくり一括交付助成事業を重ねて受けることはできない。
5 協働による芝生化推進事業	地域運営組織が地域コミュニティの充実・強化を図ることを目的に地域コミュニティ計画に基づき協働による芝生化を実施する事業	交付対象事業に要する経費のうち、次に掲げるもの ・消耗品費 ・委託費 ・使用料及び賃借料 ・備品購入費 ・工事請負費 ・原材料費 ・その他市長が特に必要と認める経費	10/10 （千円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）	40万円	1 本事業は、1施工個所につき初年度の1回を限度として交付する。 2 地域運営組織による芝生の施工管理について地域コミュニティ計画に定められ、当該計画に基づき実施される事業について対象とする。 3 芝生化する施設については、市有地の施設とする。ただし、施工予定施設の所有者から芝生化の許可を受けている場合については、この限りでない。 4 事業完了時には、作業状況、利用状況等の経過を適時（おおむね1か月おき）写真により記録したものを提出すること。

鳥取市地域運営組織活動支援事業 実施計画書
（協働のまちづくり助成事業・協働のまちづくり特別助成事業・
協働による芝生化推進事業）

1 団体名等

団体の名称		代表者 氏 名	
代表者住所 〒 鳥取市		電話番号	() —
		地 区 公民館名	地区公民館
協働のまちづくり支援宣言を受けた日	年 月 日		

2 事業計画

事 業 名		
実施場所		
事業 内 容	事業目的 及び効果	
	実施期間	年 月 日 ～ 年 月 日
	具体的 な内容	
	その他 特 筆 す べ き 事 項	

※ 事業概要がわかる資料があれば添付してください。

3 消費税の取扱い（いずれか該当するものに○）

- (1) 一般課税事業者
- (2) 簡易課税事業者
- (3) 免税事業者
- (4) 特定収入割合が 5 %を超えている公益法人
- (5) 仕入控除税額が明らかでない一般課税事業者

4 収支予算

①収入の部

費 目	金 額 (円)	内 訳
助成金		鳥取市地域運営組織活動支援事業交付金
自己資金		
その他 (参加費 等収入)		
合 計		

②支出の部

費 目	金 額 (円)	内 訳
合 計		

※ この収支予算は、単年度の予算を記入してください。

鳥取市地域運営組織活動支援事業 実施計画書
（協働のまちづくり一括交付助成事業・協働のまちづくり一括交付特別成事業）

1 団体名等

団体の名称		代表者 氏 名	
代表者住所 〒 鳥取市		電話番号 () -	
		地 区 公民館名	
協働のまちづくり支援宣言を受けた日		年 月 日	

2 事業計画

計画事業数	
実施期間	

計画事業 1

地域コミュニティ計 画に基づく実施事業 名	
事業の目的	
事業内容	

計画事業2

地域コミュニティ計画に基づく実施事業名	
事業の目的	
事業内容	

計画事業3

地域コミュニティ計画に基づく実施事業名	
事業の目的	
事業内容	

※事業内容は、事業ごとに時系列順に記入してください。

※事業概要がわかる資料があれば添付してください。

※計画事業の数に応じて、様式をコピーして記入してください。

3 消費税の取扱い（いずれか該当するものに○）

- (1) 一般課税事業者
- (2) 簡易課税事業者
- (3) 免税事業者
- (4) 特定収入割合が5%を超えている公益法人
- (5) 仕入控除税額が明らかでない一般課税事業者

4 収支予算

①収入の部

費 目	金 額 (円)	内 訳
助成金		鳥取市地域運営組織活動支援事業交付金
自己資金		
その他 (参加費 等収入)		
合 計		

②支出の部

事業計画名	金 額 (円)	内 訳
合 計		

※ この収支予算は、単年度の予算を記入してください。

鳥取市地域運営組織活動支援事業 実施報告書
（協働のまちづくり助成事業
協働のまちづくり特別助成事業・協働による芝生化推進事業）

1 団体名等

団体の名称		代表者 氏 名	
代表者住所 〒 鳥取市		電話番号	() —
		地 区 公民館名	区公民館

2 事業実績

事 業 名		
実施場所		
事業 内 容	事業目的 及び効果	
	実施期間	年 月 日 ～ 年 月 日
	具体的 な内容	
	成果・ 振り返り	
	今後に向けて	

※ 事業概要がわかる資料があれば添付してください。

3 消費税の取扱い（いずれか該当するものに○）

- （１）一般課税事業者
- （２）簡易課税事業者
- （３）免税事業者
- （４）特定収入割合が５％を超えている公益法人
- （５）仕入控除税額が明らかでない一般課税事業者

①収入の部

②支出の部

※ 事業が複数年にわたる場合でも、単年度毎の収支決算を記入してください。

様式第4号（第12条関係）

鳥取市地域運営組織活動支援事業 実施報告書
（協働のまちづくり一括交付助成事業・協働のまちづくり一括交付特別助成事業）

1 団体名等

団体の名称		代表者 氏 名	
代表者住所 〒 鳥取市		電話番号 () -	
		地 区 公民館名	

2 事業実績

実施事業数	
実施期間	

実施事業1

地域コミュニティ計画に基づく実施事業名	
事業の目的	
事業内容	
成果・振り返り	
今後に向けて	

実施事業2

地域コミュニティ計画に基づく実施事業名	
事業の目的	
事業内容	
成果・振り返り	
今後に向けて	

実施事業3

地域コミュニティ計画に基づく実施事業名	
事業の目的	
事業内容	
成果・振り返り	
今後に向けて	

※事業内容は、事業ごとに時系列順に記入してください。

※事業概要がわかる資料があれば添付してください。

※実施事業の数に応じて、様式をコピーして記入してください。

3 消費税の取扱い（いずれか該当するものに○）

- (1) 一般課税事業者
- (2) 簡易課税事業者
- (3) 免税事業者
- (4) 特定収入割合が5%を超えている公益法人
- (5) 仕入控除税額が明らかでない一般課税事業者

4 収支決算

①収入の部

費 目	金 額 (円)	内 訳
助成金		鳥取市地域運営組織活動支援事業交付金
自己資金		
その他 (参加費 等収入)		
合 計		

②支出の部

実施事業名	金 額 (円)	内 訳
合 計		

※ 事業が複数年にわたる場合でも、単年度毎の収支決算を記入してください。

※ 経費内訳のわかる資料を添付してください。

※ 事業実施工程・全体が把握できるように写真を複数枚添付してください。

年 月 日

鳥取市長 様

住所

氏名

____年度仕入れにかかる消費税等相当額報告書

年 月 日付け 第 号で交付決定のあった鳥取市地域運営組織活動支援事業交付金について、鳥取市地域運営組織活動支援事業交付金交付要綱第 1 2 条第 4 項の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

1 鳥取市補助金交付規則第 1 2 条の 2 に基づく確定額 金 円
(年 月 日付け 第 号による額の確定通知額)

2 消費税の申告により確定した消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額
金 円

3 交付金の額の確定までに減額した仕入控除税額 金 円

4 交付金返還額（2 から 3 の額を差し引いた額） 金 円

5 添付資料

- (1) この交付金の交付を受けた時期を課税期間に含む消費税及び地方消費税の確定申告書（第 1 表）の写し
- (2) 消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の積算方法や積算内訳等を記載した書類
- (3) 課税売上割合・控除対象仕入税額等の計算書の写し
- (4) 特定収入割合がわかる書類